

平成25年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省25-⑧)

政策名 ^(※1)	政策8：選挙制度等の適切な運用			担当部局 課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課（他3室）	作成責任者名	管理課長 笠井 敦
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。					政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	1	<ul style="list-style-type: none"> 区割り審議会の勧告に基づく区割り改定の法制化・周知 インターネット選挙運動解禁に向けた準備・啓発 成年被後見人の選挙権の在り方に関する論点整理 その他選挙制度に関する調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 区割り審議会の勧告に基づく区割り改定の法制化・周知の実施 インターネット選挙運動解禁に向けた法解釈の整理、改正法の選挙管理委員会、候補者・政党等への周知の実施 成年被後見人の選挙権の在り方に関する論点整理の実施 その他選挙制度に関する調査研究の実施 	24年度	<ul style="list-style-type: none"> 区割り審議会の勧告に基づく区割り改定の法制化・周知の適切な実施 インターネット選挙運動解禁に向けた法解釈の整理、改正法の選挙管理委員会、候補者・政党等への周知の適切な実施 成年被後見人の選挙権の在り方に関する論点整理の適切な実施 その他選挙制度に関する調査研究の適切な実施 	25年度	<ul style="list-style-type: none"> 緊急是正法により、政府は区割り審議会の勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとされていることから、区割り審議会の勧告に基づいた区割り改定の法制化・周知を指標として設定。 インターネット選挙運動解禁法案が平成25年3月に国会に提出されたことから、改正法の成立後の法解釈の整理、改正法の内容を選挙管理委員会、候補者・政党等へ周知を行う必要があるため、インターネット選挙運動解禁に向けた準備・啓発を指標として設定。 社会のニーズ等へ対応するため、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査検討を指標として設定。
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	2	常時啓発事業のあり方等の検討	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施	24年度	常時啓発事業のあり方等研究会の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施	25年度	選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、常時啓発のあり方等研究会における提言を踏まえた、常時啓発事業の実施等を指標として設定。
政治資金の透明性を確保すること	3	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率)	政党本部：100% 政党支部：99.5% 政治資金団体：100% 【平成23年分収支報告】	24年度	政党、政治資金団体について、提出率100%	25年度	収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。
		国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率：94.4% 【平成21年分～平成23年分収支報告】	24年度	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率(94.4%)以上	25年度		
		政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：86.0% 【平成21年分～平成23年分収支報告】	24年度	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率(86.0%)以上	25年度		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) (※3)		25年度 当初予算額 (※3)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度				
(1) 選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費 除く。)	59百万円 (39百万円)	75百万円	70百万円	1, 3	選挙、投票に関する法令、政治資金規正法、政党助成法の企画立案及び制度の実施・運営・指導を行うとともに、国外に居住する選挙人についても選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度の執行体制の整備を行い、選挙制度等の整備を図る。	0022
(2) 参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費 (昭和32年度)	119百万円 (116百万円)	27百万円	75百万円	2	公職選挙法第6条第1項において、「総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努める」とされていることから、「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書において示された「主権者教育」を推進するとともに、関係団体との連携の下、きめ細やかな啓発事業を行うことにより、政治意識の向上を図る。	0023
(3) 参議院議員通常選挙に必要な経費(平成25年度)	—	—	50,351百万円	—	平成25年7月28日に任期満了を迎える参議院議員の通常選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに参議院議員通常選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付するもの。	新25-0008
(4) 山口県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費(平成25年度)	—	—	711百万円	—	山口県選挙区選出の参議院議員補欠選挙の投票及び開票等の事務並びに公営制度等選挙の管理執行を行うために必要な経費として執行委託費を山口県及び県内関係市町に交付するもの。また、公職選挙法に基づき、日本郵便株式会社及び各交通事業者等に対し、候補者が選挙運動で使用する選挙運動用無料葉書及び無料乗車券の使用実績に応じた請求額を交付するもの。	新25-0009
(5) インターネット等の利用による選挙運動の解禁の周知啓発に必要な経費(平成25年度)	—	—	895百万円	1	インターネット等を利用する方法による選挙運動が解禁されることに伴い、解禁された事項及び留意すべき事項等について、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うことにより、制度改革の内容を十分理解していただけるよう努める。	新25-0010

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。